

横浜市職員共済組合公告第3号

横浜市職員共済組合定款の一部変更等

横浜市職員共済組合定款（昭和37年職員共済組合公告第1号）の一部変更をここに公告する。

令和6年4月1日

横浜市職員共済組合

理事長 大久保 智子

横浜市職員共済組合定款（昭和37年職員共済組合公告第1号）の一部を次のように変更する。

第34条第1項の表中「1,000分の43.46」を「1,000分の48.50」に、「1,000分の8.43」を「1,000分の8.30」に、「1,000分の1.4」を「1,000分の1.30」に、「1,000分の2.80」を「1,000分の2.59」に改める。

第34条の2中「1,000分の89.72」を「1,000分の99.60」に、「1,000分の16.86」を「1,000分の16.60」に改める。

第36条中「令和5年度」を「令和6年度」に、「2,105円」を「2,305円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条第1項及び第34条の2の規定は、令和6年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。